

使用開始日  
2026年7月15日

## 債券スマートインカム戦略 <リスク抑制型> (ファンドラップ)

追加型投信／内外／債券

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                             |      |                  |               |                     |
|---------|--------|-------------------|----------------------------------|------|------------------|---------------|---------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                           | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ <sup>※2</sup> |
| 追加型     | 内外     | 債券                | その他資産<br>(投資信託証券 <sup>※1</sup> ) | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | あり<br>(フルヘッジ)       |

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「債券スマートインカム戦略<リスク抑制型> (ファンドラップ)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月14日に関東財務局長に提出しており、2026年7月15日にその効力が生じております。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号  
設立年月日:1985年7月1日  
資本金:20億円(2026年4月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:23兆5,068億円  
(2026年4月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 世界各国の国債に投資し、インカムゲインおよびキャピタルゲインの獲得を目指します。

- 主として、高格付グローバル債券スマートインカム戦略マザーファンド(以下、「マザーファンド」という場合があります。)への投資を通じて、世界各国の国債へ実質的に投資します。なお、マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。
- インカム水準に着目した投資魅力度に基づき債券の国別配分比率や年限別配分比率を月次で決定し、高いインカム水準のポートフォリオを構築することで、中長期的に安定した収益の獲得を図ります。
- 日本国債およびAA-格(債券格付けまたは発行体格付け)以上の日本を除くFTSE世界国債インデックス構成国の国債に投資し、信用リスクの影響を低減しつつ分散投資を行います。

#### 指数の著作権等

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### 2 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

- ただし、海外先物取引に関する証拠金や評価損益については為替ヘッジを行わない場合があります。

### 3 金利シグナル戦略に基づき金利上昇時における基準価額の下落の抑制を目指します。

- 複数のシグナリングモデルを活用し、金利環境を日次で判定します。
- 短期的な金利急騰局面と判定した場合には、債券先物取引を一定程度売建てることにより、債券ポートフォリオ全体の下落リスク抑制を図ります。



# ファンドの目的・特色

## 運用プロセス

### 月次戦略

#### Step1 投資ユニバースの決定

- 日本国債およびAA-格(債券格付けまたは発行体格付け)以上の日本を除くFTSE世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とします。

#### Step2 国別・年限ゾーン別に 投資魅力度を算出

- 投資対象国の国債を委託会社が独自に決定した年限ゾーンに分け、各年限ゾーンにおいて各国の「投資魅力度」※を算出します。

#### Step3 年限ゾーンごとに 国別配分比率を決定

- 各年限ゾーン内にて、各国の「投資魅力度」をもとに、国別配分比率を決定します。

#### Step4 年限別配分比率 の決定

- 上記の国別配分比率と各国のインカム水準をもとに、年限別配分比率を決定します。

※「投資魅力度」とは、インカム水準(利回りによる収益とロールダウンによる収益\*を合計したもの)、金利変動等を基準として、委託会社が独自に計算する指標です。

\*ロールダウンによる収益とは、利回り曲線が変動しない場合に、時間の経過とともに利回りが低下し、債券価格が上昇することで得られる収益のことです。

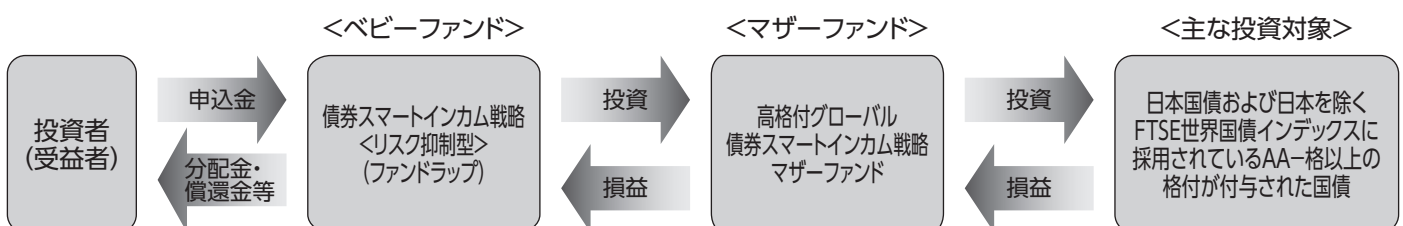
### 日次戦略

金利上昇時の基準価額の下落の抑制を目標に、複数のシグナリングモデルを活用し、金利環境を日次で判定します。短期的な金利急騰局面と判定した場合には債券先物取引を一定程度売建てます。

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。





# ファンドの目的・特色

## ■主な投資制限

- ・マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・1発行体等あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

## ■分配方針

年1回の決算時(毎年4月14日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## ■マザーファンドの概要

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ファンド名  | 高格付グローバル債券スマートインカム戦略マザーファンド                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 主要投資対象 | 日本国債および日本を除くFTSE世界国債インデックスに採用されているAA-格以上の格付が付与された国債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 投資態度   | <p>①各国の国債への投資を通じて、インカムゲインおよびキャピタルゲインの獲得をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国債および債券格付けまたは発行体格付けがAA-格以上の日本を除くFTSE世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とします。</li> <li>・ただし、利子等に源泉徴収税が課される国および、通貨規制がある国は投資対象から除く場合があります。</li> </ul> <p>②組入れ銘柄比率は以下の手順で決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記対象国の国債を委託会社が独自に決定した年限ゾーンに分け、各年限ゾーンで各国の「投資魅力度」(*)を算出。</li> <li>・各年限ゾーン内にて、各国の「投資魅力度」をもとに、国別配分ウェイトを算出。</li> <li>・各年限ゾーンの「投資魅力度」をもとに、各年限のウェイトを決定。</li> </ul> <p>(※)「投資魅力度」とは、委託会社が独自に計算する指標です。具体的には、利回り、ロールダウン収益、金利変動等を基準として計算します。</p> <p>③投資対象国および国別年限別配分比率は原則として月に一回見直しを行います。</p> <p>ただし、保有する債券の信用リスクが高まった場合や、投資対象としての流動性等が大きく低下したと判断される場合には、上記にかかわらず配分比率を見直す場合があります。</p> <p>④外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行います。</p> |

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

### 金利変動 リスク

**金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。**

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。

### 為替変動 リスク

**為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。**

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

### 信用 リスク

**投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。**

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

### 流動性 リスク

**投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。**

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

### カントリー リスク

**投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。**

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



# 投資リスク

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
  - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

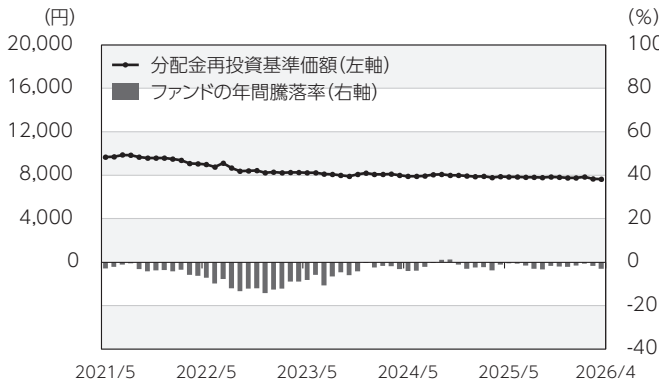
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



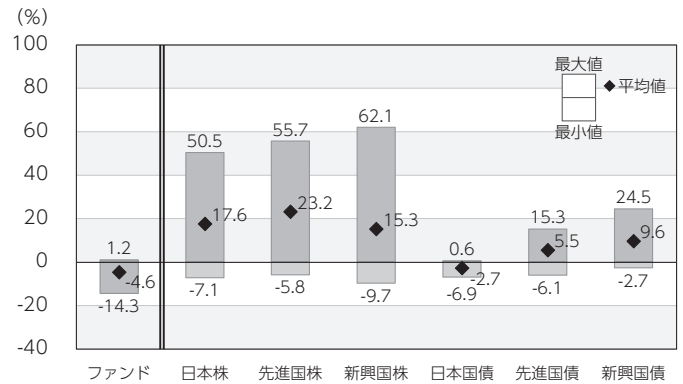
# 投資リスク

## <参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

|      |                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株  | 東証株価指数 (TOPIX)<br>(配当込み)               | 「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。                     |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み、円ベース)         | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                                               |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス<br>(配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                                                 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債                           | 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース)          | 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。                                                         |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)      | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                         |

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



# 運用実績

データの基準日:2026年4月30日

## 基準価額・純資産の推移 《2019年6月28日～2026年4月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2019年6月28日)

## 分配の推移(税引前)

|          |    |
|----------|----|
| 2022年 4月 | 0円 |
| 2023年 4月 | 0円 |
| 2024年 4月 | 0円 |
| 2025年 4月 | 0円 |
| 2026年 4月 | 0円 |
| 設定来累計    | 0円 |

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名                         | 比率(%) |
|----|-----------------------------|-------|
| 1  | 高格付グローバル債券スマートインカム戦略マザーファンド | 92.93 |

### ■高格付グローバル債券スマートインカム戦略マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

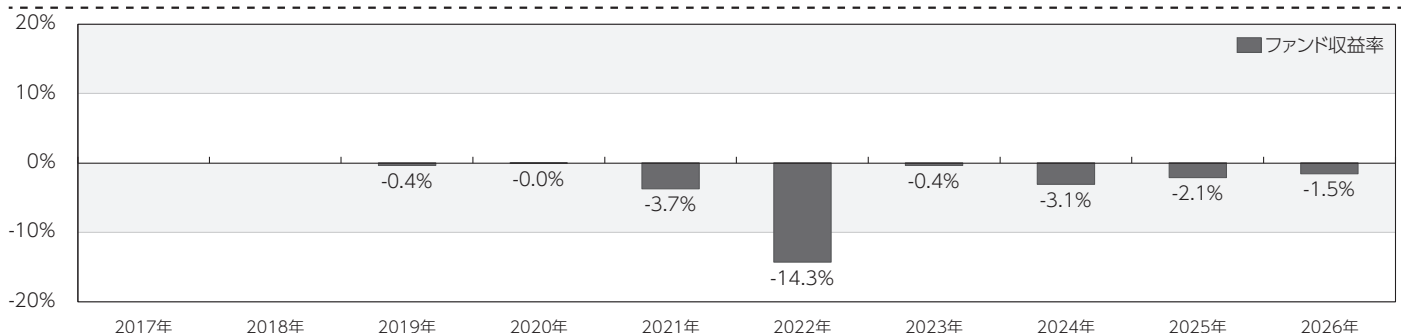
#### 資産の状況

| 資産の種類                 | 比率(%)  |
|-----------------------|--------|
| 国債証券                  | 99.40  |
| 内 ニュージーランド            | 16.31  |
| 内 日本                  | 10.74  |
| 内 ベルギー                | 10.64  |
| 内 フィンランド              | 9.50   |
| 内 オーストリア              | 9.12   |
| 内 その他                 | 43.09  |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 0.60   |
| 合計(純資産総額)             | 100.00 |

#### 組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名                       | 種類   | 国/地域     | 利率(%) | 償還日        | 比率(%) |
|----|---------------------------|------|----------|-------|------------|-------|
| 1  | NEW ZEALAND 4.25 05/15/36 | 国債証券 | ニュージーランド | 4.25  | 2036/5/15  | 2.99  |
| 2  | NEW ZEALAND 1.5 05/15/31  | 国債証券 | ニュージーランド | 1.5   | 2031/5/15  | 2.27  |
| 3  | NEW ZEALAND 4.5 05/15/30  | 国債証券 | ニュージーランド | 4.5   | 2030/5/15  | 2.23  |
| 4  | CANADA 3.25 06/01/36      | 国債証券 | カナダ      | 3.25  | 2036/6/1   | 2.12  |
| 5  | DENMARK 0.0 11/15/31      | 国債証券 | デンマーク    | —     | 2031/11/15 | 1.97  |
| 6  | DENMARK 0.5 11/15/29      | 国債証券 | デンマーク    | 0.5   | 2029/11/15 | 1.86  |
| 7  | NEW ZEALAND 3.0 04/20/29  | 国債証券 | ニュージーランド | 3     | 2029/4/20  | 1.80  |
| 8  | NEW ZEALAND 2.0 05/15/32  | 国債証券 | ニュージーランド | 2     | 2032/5/15  | 1.79  |
| 9  | SWEDEN 0.75 11/12/29      | 国債証券 | スウェーデン   | 0.75  | 2029/11/12 | 1.61  |
| 10 | IRISH 1.7 05/15/37        | 国債証券 | アイルランド   | 1.7   | 2037/5/15  | 1.60  |

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2019年は設定日から年末までの収益率、および2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況を開示されている場合があります。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                                     |                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                             | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)                                                                                                                                                                                         |
| 購 入 価 額                             | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                                                                                       |
| 購 入 代 金                             | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                        |
| 換 金 単 位                             | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                    |
| 換 金 価 額                             | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                             |
| 換 金 代 金                             | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                             |
| 申 込 締 切 時 間                         | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                        |
| 購 入 の 申 込 期 間                       | 2026年7月15日から2027年1月14日まで<br>※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                                                                                                                            |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日                 | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>・ロンドン証券取引所の休業日</li> <li>・フランクフルト証券取引所の休業日</li> <li>・オーストラリア証券取引所の休業日</li> <li>・カナダの銀行の休業日</li> </ul> |
| 換 金 制 限                             | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                      |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。                                                                                                |
| 信 託 期 間                             | 無期限(2019年6月28日設定)                                                                                                                                                                                             |
| 繰 上 償 還                             | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合</li> <li>・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合</li> <li>・やむを得ない事情が発生した場合</li> </ul>       |
| 決 算 日                               | 毎年4月14日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                          |
| 収 益 分 配                             | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。                                                                            |
| 信 託 金 の 限 度 額                       | 5,000億円                                                                                                                                                                                                       |
| 公 告                                 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。                                                                                                    |
| 運 用 報 告 書                           | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。                                                                                                                                                                     |
| 課 税 関 係                             | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。                                                                                                                                                             |
| そ の 他                               | 当ファンドは、ラップ口座にかかる契約に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンドです。したがって、当ファンドのお申込みは、販売会社にラップ口座を開設した投資者等に限ります。                                                                                                                    |



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |                                           |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------|
| 購 入 時 手 数 料                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ありません。  |                                           |
| 信 託 財 産 留 保 額              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ありません。  |                                           |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |                                           |
| 運 用 管 理 費 用<br>( 信 託 報 酬 ) | ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.55%(税抜0.50%)</b><br>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率<br>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。                                                                                                                                                                           |         |                                           |
|                            | 支払先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 内訳(税抜)  | 主な役務                                      |
|                            | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 年率0.46% | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価          |
|                            | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 年率0.01% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
|                            | 受託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 年率0.03% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価             |
| そ の 他 の<br>費 用 ・ 手 数 料     | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料<br>・信託事務の処理に要する諸費用<br>・外国での資産の保管等に要する費用<br>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用                      等<br>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |         |                                           |

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

### ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                | 項目        | 税金                                            |
|-------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時               | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



# 手続・手数料等

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

| 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 0.58%     | 0.55%      | 0.03%     |

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年4月15日～2026年4月14日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

